認知症高齢者グループホームに係る情報提供の項目

(平成18年1月1日現在)

(1) 事業主体の概要

介護保険事業所番号	4	6	7	2	0	0	0	0	5	8
※グループホーム名	グルー	-プホ-	-스 j	遊 花	里					
※事業主体名(法人名)	社会福	量祉法ノ	し 尚	徳会	\	※代	表者名	理事		,視

(2) ※事業の目的及び運営の方針

別紙【運営規程(第1条,第2条,第3条)】のとおり

(3)組織の概要

※所在地	(〒 891-0513) 鹿児島県指宿市山川岡児ケ水 1211 番地				
※連絡先	電話	0993-35-0220		FAX	0993-35-3310
交通の便 (最寄り交通機関等)	JR山川駅より鹿児島交通バス (開聞温泉前下車 徒歩約3分)				
開設年月日	平成 11 年 10 月 1 日 ※ユニット・ と利用定員				(2) ユニット 利用定員 (1 8) 人
※グループホームの併設施設 (併設施設からのサービスがあればご記入下さい。)	特別養護老人ホーム 徳 光 苑				

(4)建物の概要

※都市計画法上の 用途地域	無し
※建物形態	□単独型 ■併設型
w Z ab t/m t 	① (鉄 骨)造り(1 階建ての 1 階部分)
※建物構造 	② (木 造)造り(1 階建ての 1 階部分)
※広 さ	敷地面積 (7 1 5 4 . 21) m 延床面積 (① 2 5 2 . 01) m ② 2 5 9 . 01) m 1室あたりの居室面積 (② 1 0 . 83) m
※二人部屋の有無	□有 ■無

(5) 利用料等(入居者の負担額)

※家賃(月額)		(特室	21, 000 30, 000)円		
※保	証金の有無(入居時一	時金)	口有()円	■無
	有の場合償却のる	有無	□有(期間:)円	□無
※食 費		朝 食(夕 食(又は1日(7)円)円 80)円	昼 食(おやつ()円)円	
	※その他の費用と徴収方法						
名目			徴	収 方	法		金額(円)
①理美容代 利用:		料と同時に				実費	
②おむつ代 利用			料と同時に				<i>''</i>
	喫茶・居酒屋	料と同時に				150円	
③ やの:	家賃・共益費	利用	利用料と同時に				1日当たり700円 (特室 1,000円)
の他							

(6) 入居者の概要

現在の入居者の状態	入居人数(18名) 〔男性(3名) 女性(15名)〕
	要介護 1 (3 名) 要介護 2 (5 名) 要介護 3 (5 名) 要介護 4 (5 名) 要介護 5 (0 名)
	年齢(平均 86.80歳) 〔最低(75.67歳) 最高(97.01歳)〕
※入居に当たっての条件	別紙「運営規程」第 15 条 (サービスに当たっての留意事項) 及び 別紙「重要事項説明書」の 4. 入居に当たっての留意事項のとおり
退居に当たっての条件	別紙「利用契約書」第 14 条 (退所時の援助及び費用負担) 及び 第 15 条 (精算) のとおり

(7) 一① 職員の概要(複数のユニットがある場合には、各ユニット毎に作成すること。)

	総数	(7)名 <うち介護職員 7名>	
	110.334	(介護職員内訳)	
		· 常勤 (専任 5 名)	
		(兼務 2 名) 常勤換算(5.6 名)	
		・非常勤(名)	
		・職員の勤務時間を1週間当たり40時間とした場合の常勤換算数	
		職員の1週間の勤務延時間数(注)()時間÷40時間=常勤換算数(名)	
	士田の生物	(注) 勤務延時間数には、宿直時間数は含まない。	
	夜間の体制	■専任 □兼務(兼務の施設)	
그	<i>tt</i> 1.	□夜勤(名) ■宿直(1 名)	
_	※管理者	□専任 ■兼務(兼務の施設名 グループホーム内の介護職)	
	氏名	資格(介護支援専門員・介護福祉士・社会福祉主事)	
ツ	(岩佐新一郎)	認知症高齢者のケアの経験年数(13 年 07 か月)	
 		認知症介護に関する研修の受講歴	
1.		·認知症介護実務者研修(基礎課程) ■受講済 □未受講	
名		(専門課程) ■受講済 □未受講	
$\overline{}$		・上記の研修の他に受講した研修名	
	-1	(認知症老人処遇技術研修)(支援専門員現任研修)	
	計画作成担当者	資格(介護支援専門員・介護福祉士)	
\ + /=	氏名	認知症高齢者のケアの経験年数 (20年 09 か月)	
遊	()	認知症介護に関する研修の受講歴	
		·認知症介護実務者研修(基礎課程) ■受講済 □未受講	
		(専門課程) □受講済 ■未受講	
花		・上記の研修の他に受講した研修名	佐田老丑が
		(配為進名人是過度所引擎 / (又接守门莫先任明修 /	管理者及び 計画作成担
_	その他の職員	│ 貧格 介護福祉士(3)名 看護師(名) _{/ ┃}	当者が兼務
里		その他 (ヘルパー2級)(3名)	(再掲)
		認知症介護に関する研修の受講歴	
		・認知症介護実務者研修(基礎課程) 受講済者(2名)	
		(専門課程) 受講済者(1 名)	
\smile		・上記の研修の他に受講した研修名	
		(認知症老人処遇技術研修) 受講済者(3 名)	
		() 受講済者 (名)	
	(再掲)	資格(介護支援専門員・介護福祉士)	
	ホーム長(注)	認知症高齢者のケアの経験年数(年か月)	
	氏名	認知症介護に関する研修の受講歴	
		・認知症介護実務者研修(基礎課程) 口受講済 口未受講	
	│ │ 職員の中から、いわゆ │ │ る「ホーム長」が定め	(専門課程) 口受講済 口未受講	
	られている場合に記入	・上記の研修の他に受講した研修名	
	すること) (

(注)「ホーム長」とは、グループホームの中で介護従業者に対する指揮命令権を管理者に 次いで有する者を定めている場合に、その者を指すこととする。定めていない場合には 記入は省略できる。

(7) -② 職員の概要(複数のユニットがある場合には、各ユニット毎に作成すること。)

	総数	(7)名 <うち介護職員 7名>	
		(介護職員内訳)	
		· 常勤 (専任 5 名)	
		(兼務 2 名) 常勤換算(5.6名)	
		• 非常勤(名)	
		・職員の勤務時間を1週間当たり40時間とした場合の常勤換算数	
		職員の1週間の勤務延時間数(注)()時間÷40時間=常勤換算数(名) (注)勤務延時間数には、宿直時間数は含まない。	
	夜間の体制	■専任 □兼務(兼務の施設)	
	[X14] \$\$ [T. 10]	□夜勤 (名) ■宿直 (1 名)	
그	※管理者	□専任 ■兼務(兼務の施設名 グループホーム内の介護職)	
_	氏名	資格(介護支援専門員・介護福祉士・社会福祉主事)	
	(岩佐新一郎)	認知症高齢者のケアの経験年数(13 年 07 か月)	
ツ		認知症介護に関する研修の受講歴	
 		・認知症介護実務者研修(基礎課程) ■受講済 □未受講	
1		(専門課程) ■受講済 □未受講	
名		・上記の研修の他に受講した研修名	
$\widehat{}$		(認知症老人処遇技術研修)(支援専門員現任研修)	
	計画作成担当者	資格(介護支援専門員・介護福祉士)	
	氏名	認知症高齢者のケアの経験年数(13 年 07 か月)	
花	()	認知症介護に関する研修の受講歴	
	,	・認知症介護実務者研修(基礎課程) ■受講済 □未受講	
ご		(専門課程) ■受講済 □未受講	
		・上記の研修の他に受講した研修名	
ょ		/	管理者及び
	その他の職員	恣故	計画作成担
7,		その他 (ヘルパー2級)(4名)	当者が兼務 (再掲)
み		認知症介護に関する研修の受講歴	
		・認知症介護実務者研修(基礎課程) 受講済者(1 名)	
		(専門課程) 受講済者(1 名)	
\smile		・上記の研修の他に受講した研修名	
		(認知症老人処遇技術研修) 受講済者(1名)	
		() 受講済者(名)	
	(再掲)	資格(介護支援専門員・介護福祉士)	
	ホーム長 (注)	認知症高齢者のケアの経験年数(年か月)	
	氏名	認知症介護に関する研修の受講歴	
	()	・認知症介護実務者研修(基礎課程) □受講済 □未受講	
	職員の中から、いわゆ	(専門課程) 口受講済 口未受講	
	る「ホーム長」が定められている場合に記入	・上記の研修の他に受講した研修名	
	しんている場合に記入) (

(注)「ホーム長」とは、グループホームの中で介護従業者に対する指揮命令権を管理者に 次いで有する者を定めている場合に、その者を指すこととする。定めていない場合には 記入は省略できる。

(8) その他

※提携医療機関名	橋口医院・浜田歯科医院
市町村との連携状況 (事業を受託している場合の事業名 等具体的に記入してください。)	
入居者家族会等の有無	■有 □無
家族の面会時間の設定の有無	□有(時~ 時) ■無
介護相談員(注)等の受入状況	口有(具体的に記入してください。)
	■無

(注)「介護相談員」とは、「介護相談員派遣等事業実施要綱」(平成12年5月1日老発第473号厚生省老人保健福祉局長通知別添1)に基づき市町村より派遣され、介護サービスの提供の場において、サービスの提供者・利用者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者のこと。

(留意事項)

「※」の項目は、介護保険法施行規則第131条第1項第10号に該当する事項であることから、変更があった場合は10日以内に届け出る必要があります。

また、届出事項以外の項目以外も含め、少なくとも1年のうち一定の時期(各年5月1日現在)に情報を更新し、都道府県知事に届け出るものとする。